

2019年度

白山市定住促進支援制度

現行制度の申請は
2020年3月まで！
詳しくは担当へ。

家を建てるなら白山市！ 住むなら白山市！



定住促進奨励金

市外から転入し、白山市で新築住宅を建てる(買う)場合

奨励金額 50万円 もしくは 80万円※
(いずれも借入金額の10%以内)

※市街化区域内で、敷地面積が
200㎡以上、310㎡以下の場合

主な対象要件

- ・市外に3年以上継続して住んでいる方・またはその後白山市に転入して2年以内の方
- ・住宅の取得に係る住宅ローンがある方

対象となる住宅

- ・敷地面積 165㎡以上
- ・延床面積 100㎡以上、280㎡以下

★若年層定住促進奨励金

45歳未満で、白山市で新築住宅を建てる(買う)場合

奨励金額 30万円
(借入金額の10%以内)

主な対象要件

- ・申請時に45歳未満の方
- ・住宅の取得に係る住宅ローンがある方

対象となる住宅

- ・敷地面積 150㎡以上
- ・延床面積 75㎡以上、280㎡以下

白山ろく地域 定住促進奨励金

白山ろく地域(河内・吉野谷・鳥越・尾口・白峰)で新築住宅を建てる(買う)場合

奨励金額 100万円
(借入金額の10%以内)

主な対象要件

- ・住宅の取得に係る住宅ローンがある方

対象となる住宅

- ・敷地面積 165㎡以上
- ・延床面積 100㎡以上、280㎡以下

新婚夫婦賃貸住宅家賃助成

白山市内のアパート等に住んでいる新婚夫婦に

助成金額 月額5千円まで
(家賃の10%以内)

※共益費、駐車場代などを除いた額とします。



助成期間

最大12ヵ月(申請月の翌月から)

主な対象要件

- ・婚姻届を提出してから1年未満
- ・申請時に夫婦とも45歳未満の方
- ・夫婦どちらかの名義で賃貸契約していること
- ・夫婦とも当該住宅に住民登録をしていること

対象となる住宅

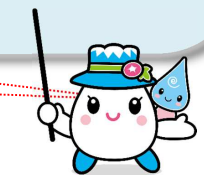
- ・民間の賃貸住宅
- ・特定公共賃貸住宅



対象外

- ・公営住宅(特定公共賃貸住宅を除く)
- ・社宅、官舎などの事業主から借りている住宅
- ・親が所有している住宅

※各制度は併用できません！
※事前申請が必要なものもあります



中古住宅購入 事業補助金

白山市で中古住宅を購入する場合

補助金額 30万円
(購入費の1/3以内)

主な対象要件

- ・申請時に45歳未満の方
- または
- ・市外に3年以上継続して住んだ後、白山市に転入して2年以内の方

対象となる住宅

- ・売買契約日が平成29年4月1日以降
- ・過去に他の人が居住していたこと
- ・購入後、申請者に所有権移転登記されたもの

※三親等以内の親族からの購入は対象外

★三世代同居・近居促進事業補助金

新たに、三世代での同居または近居を始めるため、白山市内で住宅の新築、購入、増築、改築、改修(以下、新築等)を行った場合

※県との共同事業であり、予算の範囲内で補助するものです。

補助金額 30万円(県外から転入の場合 45万円)

申請時期 新築等が完成し、住所変更した後(12月末までに申請してください)

主な対象要件

- ・新たに三世代同居等のために住所を変更した方
- ・18歳未満の子どもがいる三世代の方

対象となる住宅

- ・新築等の契約日が平成27年4月1日以降
- ・新築等に要した費用が100万円以上
- ・所有者が三世代同居等を行う方



『三世代』とは
子(18歳未満)、親、祖父母

『近居』とは
住宅間の距離が
直線で2km以内であること

『増築』とは
床面積が10㎡以上増えること

官民一体による 奨励金

「定住促進奨励金」に該当する方で、白山・石川建設業協会の建築委員会会員業者により、新築する場合、別途、同協会より奨励金が支給されます。

奨励金額 30万円

この制度の詳細については、下記までお問い合わせください。

(一社)白山・石川建設業協会
☎(076)272-1300

詳細については、市のHPをご覧くださいか、下記までお問い合わせください。

白山市 定住 検索

<お申し込み・お問い合わせ>

白山市役所 企画振興部
定住支援課
☎(076)274-9568



白山手取川ジョパーク ゆきママとしずくちゃん

★印の制度は、住宅ローン【フラット35】子育て支援型事業の対象で、フラット35の金利の優遇を受けられる場合があります。詳しくはローン申請前にお問い合わせください。